

・・・目 次・・・

(11月24日)

告 示	1
応 招 議 員	1
議 事 日 程	2
本日の会議に付した事件	2
出 席 議 員	2
欠 席 議 員	2
議会事務局職員出席者	3
説明のために出席した者	3
開会、開議宣告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	5
議案第85号	5
閉 会	13
署 名	14

対馬市告示第91号

平成21年第6回対馬市議会臨時会を次のとおり招集する

平成21年11月17日

市長 財部 能成

1 期 日 平成21年11月24日

2 場 所 対馬市議会議場

○開会日に応招した議員

脇本 啓喜君

黒田 昭雄君

小田 昭人君

長 信義君

山本 輝昭君

松本 暦幸君

阿比留梅仁君

齋藤 久光君

堀江 政武君

小宮 教義君

阿比留光雄君

三山 幸男君

初村 久藏君

糸瀬 一彦君

桐谷 徹君

大浦 孝司君

小川 廣康君

大部 初幸君

兵頭 栄君

中原 康博君

島居 邦嗣君

作元 義文君

平成21年 第6回 対馬市議会臨時会会議録(第1日)

平成21年11月24日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成21年11月24日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第85号 対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第85号 対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
-

出席議員(22名)

1番 脇本 啓喜君	2番 黒田 昭雄君
3番 小田 昭人君	4番 長 信義君
5番 山本 輝昭君	6番 松本 曆幸君
7番 阿比留梅仁君	8番 齋藤 久光君
9番 堀江 政武君	10番 小宮 教義君
11番 阿比留光雄君	12番 三山 幸男君
13番 初村 久藏君	14番 糸瀬 一彦君
15番 桐谷 徹君	16番 大浦 孝司君
17番 小川 廣康君	18番 大部 初幸君
19番 兵頭 栄君	20番 中原 康博君
21番 島居 邦嗣君	22番 作元 義文君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 永留 徳光君 次長 渋江 雄司君
参事兼課長補佐 長野 元久君 副参事兼係長 國分 幸和君

説明のため出席した者の職氏名

市長 財部 能成君
副市長 大浦 義光君
副市長 齋藤 勝行君
総務企画部長 永尾 榮啓君
総務課長 桐谷 雅宣君
市民生活部長 近藤 義則君
福祉保健部長 扇 照幸君
観光物産推進本部長 廣田 宗雄君
政策補佐官兼地域再生推進本部長 松原 敬行君
農林水産部長 川本 治源君
建設部長 斉藤 正敏君
水道局長 一宮 英久君
教育部長 中村 敏明君
美津島地域活性化センター部長 阿比留正明君
豊玉地域活性化センター部長 橋本 政次君
峰地域活性化センター部長 永留 秀幸君
上県地域活性化センター部長 武田 延幸君
上対馬地域活性化センター部長 糸瀬 良久君
消防長 阿比留 健君
会計管理者 森田 健一君
監査委員事務局長 主藤 繁明君
農業委員会事務局長 大石 邦一君

午前10時00分開会

○議長（作元 義文君） おはようございます。報告いたします。河合教育長より欠席の申し出があつております。

開会前に連絡をいたします。各議員へ通知をいたしておりますように、市長の要請により、本

日の臨時会終了後、議員全員協議会を議場において開催いたしますので、全員出席をお願いいたします。

ただいまから平成21年第6回対馬市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に、市長よりあいさつをお受けいたします。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） おはようございます。臨時議会の開会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

本日、第6回臨時会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては御健勝にて御出席賜り、厚く御礼申し上げます。

本臨時会において御審議をお願いいたします議案は、対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての条例改正案1件でございます。

今回の条例改正は、去る8月25日に閣議決定されました人事院勧告に係る職員給与の改正に伴うものが主なものでありまして、詳細につきましては、この後、担当部長が御説明いたしますので、何とぞ慎重に御審議のうえ、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、このたびの職員の不祥事につきまして、市民の皆様には深くおわび申し上げます。

去る11月2日に、市民生活部税務課の職員による税金の着服が発覚し、11月10日付にて懲戒処分を科したところでございます。着服した税金につきましては、11月4日に全額弁済されましたが、事の重大さを踏まえ、本人を信用失墜行為並びに職務上の義務違反として懲戒免職、管理監督の立場にある担当部長及び課長を減給10分の1を1カ月、さらに、市役所全体の問題として、私自身、それから副市長の2名についても減給10分の1、1カ月の処分を科したところでございます。

なお、私自身と副市長の減給につきましては、条例改正が必要でございますので、今臨時会に御提案申し上げております対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例にて、同措置の改正を盛り込んでおりますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

今後につきましては、二度とこのような不祥事が発生しないよう、臨戸徴収等の公金引き継ぎの管理体制をより一層強化してまいり、市民の皆様への信頼回復に努めてまいり所存でございます。まことに申しわけございませんでした。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（作元 義文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、小川廣康君及び大部初幸君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（作元 義文君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本議会の会期は、お手元に配付しております会期日程（案）のとおり、本日1日限りにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。

日程第3. 議案第85号

○議長（作元 義文君） 日程第3、議案第85号、対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務企画部長、永尾榮啓君。

○総務企画部長（永尾 榮啓君） ただいま議題となりました議案第85号、対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

人事院におきましては、現下の厳しい経済社会情勢等を勘案し、国家公務員の号給表を引き下げ、期末勤勉手当、いわゆるボーナスの支給月数を引き下げることを柱とした勧告を、去る8月11日に行いました。これを受けまして、政府は同月25日に勧告どおりの改定を行うことの閣議決定をしたところであります。

本市におきましても、今回の人事院勧告にかんがみ、一般職、特別職等の給与について所要の改正を行うものであります。

また、今般、不祥事を起こしました職員を11月10日付で懲戒免職処分といたしました。直属の上司である部長、課長につきましては、同日付で給料月額10分の1を1カ月減給する処分を行っております。

今回の不祥事は、担当部署だけの問題ではなく、市役所全体の大きな問題であるため、市長及び副市長につきましても12月に支給いたします給料月額10分の1を1カ月減給する所要の改正を行おうとするものであります。

改正内容につきまして御説明申し上げます。

第1条、第2条は、対馬市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

第1条は、本年12月に支給いたします期末手当及び勤勉手当の支給月数を改正するものであります。一般職につきましては、期末手当は1.60月から1.50月に、勤勉手当は0.75月から0.70月に、また、再任用職員につきましては、期末手当は0.85月から0.80月に、

それぞれ引き下げるものであります。別表給料表の改正は、初任給を中心といたします若年者層を除き、すべての月額給料について平均0.2%の引き下げとなっております。

第2条は、来年6月に支給いたします期末手当の支給月数を改正するものであります。一般職につきましては1.40月から1.25月に、再任用職員につきましては0.75月から0.65月に、それぞれ引き下げるものであります。また、再任用職員の勤勉手当の支給月数につきましては、6月、12月ともに0.35月にするものであります。

第3条及び第4条は、対馬市職員の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。

第3条は、任期付職員の月額給料を一般職同様に引き下げ、本年12月に支給する期末手当の支給月数を1.80月から1.65月にしようとするものであります。

第4条は、来年6月に支給いたします期末手当の支給月数を1.60月から1.45月に引き下げようとするものであります。

第5条は、平成18年対馬市条例第13条、対馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。

平成18年4月に、国の給与構造改革に伴い、給料表の水準を全体として平均0.48%引き下げました。それに伴う経過措置として、引き上げ前の給料月額に達しないものには、引き下げ後の給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給いたしております。この経過措置の算定の基礎となる引き下げ前の月額給料につきましても、今回の給料表の引き下げ改定が行われる号級の給料月額を受ける職員を対象に0.24%引き下げるものであります。

第6条から第11条は、市長等特別職の期末手当の支給月数の改正でございます。

第6条及び第7条は、市長及び副市長、第8条及び第9条は教育長、第10条及び第11条は議会議員について、本年12月に支給いたします期末手当の支給月数を1.75月から1.65月に、来年6月の支給月数を1.60月から1.45月に、それぞれ引き下げるものでございます。

第12条及び第13条は、給与の特例に関する条例の一部改正でございます。

第12条、対馬市職員の給与の特例に関する条例の一部改正は、本年12月に支給します職員の期末手当及び勤勉手当につきまして、第13条、対馬市長等の給与の特例に関する条例の一部改正は、本年12月に支給いたします市長、副市長及び教育長の期末手当について、それぞれの額の算出の基礎となります月額給料を、カット前の本来の給料月額で算出しようとするものであります。

また、13条におきまして、対馬市長等の給与の特例に関する条例に附則を追加し、本年12月に支給します市長、副市長の月額給料を、現在の支給額から10%カットして支給しようとするものであります。

附則で、今回の条例改正の施行日を公布日の属する月の翌月の初日からと定めております。

ただし、来年6月に支給いたします期末手当、勤勉手当の支給月数の改正関係であります第2条、第4条、第7条、第9条及び第11条の規定は、施行日を平成22年4月1日と定めております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） 2点ほどお尋ねいたします。

まず、第4条の対馬市一般職の任期付職員採用等に関する条例について、そして、2点目が、13条の対馬市長等の給与の特例に関する条例、この2点について、ちょっとお尋ねいたしますが、この13条の分、4項の分に市長などの給料を1割カットという改正がなされていますよね。今回は、その市民の税金を懐に入れるという、着服をしたということですから、これは大変なことなんですよ。そして、このような100分の10の減をするということですよ。この100分の10の減をする基準、なぜ1割になったのか、これは12月だけですよ、なぜ1割なのか、それで、金額はどれほどなのか。12月ですから期末手当、ボーナスというのがございますよね、このボーナスのカットは入っていないのかということですね。

それと、このいろいろな問題がございますけれども、このような問題が発生してから着服という、これが2カ月、3カ月後に発覚しておるわけですが、その間に、そういう兆しが見えなかったのか。物事というのは、何か起こる前には必ず兆しがあるわけですよ、その兆しが見えなかったのかということ。

それと、もう1つの第3条の分ですか、任期付職員ということで、これはどういう職種になるのか、そして、この任期付職員は、どのような仕事の内容であり、いつまでにその仕事を終える予定になっているのか。

以上。

○議長（作元 義文君） 総務企画部長、永尾榮啓君。

○総務企画部長（永尾 榮啓君） まず、市長関係の言われる分について御説明いたします。

今回の処分につきましては、懲罰委員会で検討して処分をいたしておりますけど、市長等の処分につきましては、市長と副市長からの申し出を受けまして懲罰委員会で決定をいたしております。

カットにつきましては、12月の給料のみでございます。市長は、今56万円ですから5万6,000円のカットということになります。それとボーナスへの波及はありません。月額、12月の給料だけ1割カットというふうになります。

それと、任期付職員の問題につきましては、当初御説明申しましたように4年間の契約をいたしております。待遇的には一般職ということになります。現在は、対馬市の政策補佐官として市長が考えております特命事項等の仕事に携わっていただいております。とともに、再生本部の再生本部長として御活躍をいただいているところでございます。

もう1つ、変わりますけど、処分いたしました職員のわからなかったかということでございますけど、いわゆる臨戸徴収に行きまして、それぞれ翌日には引き継ぎをしなければならないわけですから、すべての分について引き継ぎ、仮に10件あれば、そのうち1件ぐらいを抜いていたということで、なかなか発覚が難しかったということで、簿冊を調べる段階におきましてわかったということで御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議員（10番 小宮 教義君） 仕事の特命の内容は何ですか、特命の内容は。

○議長（作元 義文君） 総務企画部長、永尾榮啓君。

○総務企画部長（永尾 榮啓君） 現在、お願いをいたしておりますのは、企業誘致、交通対策等が主なものかなと思っています。そのほか市長が考えておられます地域マネージャー等の元締めということで、かなりをやっているところでございます。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） その職員の使い込みについてはなかなか見抜けることができなかったということですよ。いつぞや、定額給付金のときにお話したことがあるかと思うのですが、地元の新聞紙に、税務課の職員に対して市民がいろいろと言っておりました。市民が、きょう持ってきていませんけれども、新聞にはこう載っていたと思うんですよ。定額給付金についてどうかしてくれと職員にすぎたと、しかし、その職員は、死ぬも生きるもあなたの勝手じゃないかということ発言をしております。

これは、私が一般質問でも申し上げましたが、そのときに市長は、私がどういう調査をしたのかとお尋ねをしたときには、報告を聞いていると、どういう内容かという話をしたが、報告を聞いておるだけであるというふうな話をされました。

そのときに、もう既に、このような兆しがあるんですよ。市民に対して死ぬも生きるもあなたの勝手と、こういう気風があるからこうなるんですよ。兆しがあったんだから、ならば、先ほど申しましたが、1割の基準は、本人たちの申し出ということですから、基準というのではないかもしれないが、そういう点から言うと、1割カットが低い、半分でもいいと思いますよ。そして、期末手当も50%カット、兆しが見えておったんだから、そういう温床の中にあつてのこの事件なんですよ。もっと10を50と、期末手当を50%カット、どうですか、市長。

○議長（作元 義文君） 総務企画部長、永尾榮啓君。

○総務企画部長（永尾 榮啓君） 懲罰委員会といたしましても、市長、副市長から申し出がありました段階で、わかる範囲で各自治体の実例を調査いたしました。確かに処分されていないところもありましたけど、おおむね10分の1、1カ月かなと、その点、今おっしゃってあります、いわゆる期末手当等には及んでいなかったということです。各今までの事例に合わせたということで御理解をいただければと思います。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） 今までの事例が、例えば、今回が本当にわからずにできたっていうならいいですよ、しかし、先ほど申しましたように、定額給付金のときには、そういうことを市民に言っているんだから、そういう意味での反省ならば、もっと10を50というふうにするのが正しい姿勢じゃないんですか。後でまた答弁をお願いしますよ。

それと、先ほど言いましたが、任期付職員、この内容については、企業誘致、また交通対策という話でしたよね。もともと、この任期付職員、これは専門的な知識の持ち主ということになっているんですよ。そして、今回は、この組織の中では、地域再生推進部長も兼ねているわけですよ、二つ兼ねているんですよ。

先ほど言われたのは、これは地域再生推進部長のお仕事じゃないんですか。もっと、補佐官というのは、ここにございますが、これは条例ですよ、第8条にはこううたってありますよ、市長の特命を受け関係職員を指揮監督して、極めて重要な特定の業務を処理すると、極めて重要な特定の業務、これは何なんですか。今の推進部長のお仕事ならば、このような特命職員は要りませんよ、どうですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この件につきましては、以前から小宮議員がたびたびおっしゃってありますが、今部長のほうで申し上げました事業内容、ほかにもあります。そういうものを実際、今までの培ってこられました知識の中で物事を取り組んでいただいておりますのでございまして、たまたまそれが今言葉としても、既に、皆さんの中に入っておって、職務という形になっておるから特命のように見えないかもしれませんが、新たなことに次から次に取り組んでいただいている、そういう意味において特命事項をしっかりとやっていただいておりますというふうに、私は自分自身認識をしております。

○議長（作元 義文君） いいですか、10番、3回です。

○議員（10番 小宮 教義君） 以上。

○議長（作元 義文君） これで10番議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。12番、三山幸男君。

○議員（12番 三山 幸男君） 職員の不祥事についてお尋ねをいたします。

このことは市長の答弁の中でも担当職員だけでなく、市役所全体の職員というようなことですが、こういうことが二度とあってはならない、あるいは、現在の税金の徴収体制といいたいまいしょうか、そういうものはどのような体制で行っているのか。

例えば、税務課の担当職員が一人で各家庭を訪問しているのであれば、こういうことも考えられると思いますが、例えば、二人一組で回っているのなら、こういうことが発生すること自体がおかしいと思いますが、その徴収体制について、まずお答えをお願いします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今の御質問大まかに、市役所全体の問題という部分と、それから徴収体制の問題2点ありましたので、1点目につきましては、私のほうから答えさせていただきます、2点目は担当部長のほうに答えさせます。

1点目の件でございますが、市役所全体の問題という物事のとらえ方を、私自身すぐにしまして、10日に処分を、本人並びに担当部長に処分を出したところでございますが、11日、各センター全部回りました。そして、15分から20分の時間をかけまして、今回の不祥事が起こったことについて、職員もしっかり考えなければいけないという意味で全員に話をさせていただいたところであります。一生懸命、これから先、気を引き締めて物事をやっていこうというふうに訓示をさせていただいたところでございます。

○議長（作元 義文君） 市民生活部長、近藤義則君。

○市民生活部長（近藤 義則君） 徴収の方法についての御質問の件についてお答えしたいと思っております。

その前に、職員の綱紀の保持については、再三にわたりまして市役所のほうから指導の徹底を指示されているところであり、私といたしましても、職員に対して喚起指導してきたつもりであります。職員の徴収の方法は、2名が一組の体制で行っておりますが、今回、引き継ぎの段階で、各別々の領収書を持っておりますので、その段階での引き継ぎのチェックが甘かったのかなと思っております。

今後は、このようなことがないように、先ほど市長からも申されましたように、発覚後、すぐ担当職員のほうを集めまして徹底した指導を行ったところであります。

以上です。

○議長（作元 義文君） 12番、三山幸男君。

○議員（12番 三山 幸男君） 二人一組で徴収をされていると、当然、例えば、私なら私が、もし滞納じゃなくても、納期内に納付ができなかったと、私のところに徴収に来ていただく。で、当然、車で来るわけですが、一人が車に乗って、一人の方が私のうちに来るわけじゃないでしょう、二人同時に、玄関なり、何なりに入って徴収をお願いするわけでしょうが、そういうときに、

例えば、引き継ぎの段階でどうこうじゃなくて、二人職員がいたなら、翌日に引き継ぎをするときに、二人で確認とか何かいう方法があつてしかるべきだと私は思うんですよ。そういうことがないと、例えば、こういう不祥事が起こったときに、二度とこういうことはしませんという市長なり部長の答弁で終わるような気がします。

例えば、現在対馬市の自主財源であります市税の徴収については、納付がされていない方には強制執行といひましようか、法的な手続もとっているわけです。そういう中で、市役所の職員がこういうことをするというのは、市民感情を逆なでしているとしたら、私は思えないんです。

先ほど市長以下、皆さんがこのことを重大に受けとめて、今後二度とないにはすると言っていますけれども、対馬市が合併して6年ぐらいになりますけれども、既に、対馬新聞を見ても3件過去あつていると、今回まで入れてですね。それも、今回の件は、4月から10月の間に該当する職員がこういうことをしている、極端に言えば、半年もこれが気づかなかつたというところに、私は疑問を感じているわけです。その辺の答弁をお願いします。

○議長（作元 義文君） 市民生活部長、近藤義則君。

○市民生活部長（近藤 義則君） チェック体制の関係なんですけれど、先ほど質問されましたように、玄関まで二人一緒に行つて徴収は行つております。ただ、先ほども言いましたように、引き継ぎ等の段階で、次の日に引き継ぐわけですけど、自分の持ち分を会計課のほうに引き継いでいくと、そのチェックは担当課長が行つておりますけど、そのチェックのときに漏れがあつたということで御理解いただきたいと思つております。

確かに、先ほどから御指摘のとおり、対馬市においては県下で最低の徴収率でありますので、徴収率向上のために一生懸命取り組んでいる最中に、市民の皆様が大変な思いをして納められた税金を、職員が今回みたいに着服するという不祥事が発生したことは、大変申しわけなく思つておりますし、チェック機能をさらに進めて、二度とこういうことが起こらないように努力してまいります。

以上です。

○議長（作元 義文君） 12番、三山幸男君。

○議員（12番 三山 幸男君） チェック体制の強化は当然なことだと思つています。今後二度とこういうことがないように、市の職員全員が気を引き締めて職務に精励をしてほしいということで質問を終わります。

○議長（作元 義文君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となつております議案第85号は、会議規則第37条第2項の規

定により、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第85号、対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号、対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。本議会における議決の結果、条項、字句、数字、その他において整理を要するものがあるのではないかと料されます。その整理権を会議規則第43条の規定によって議長に委任願います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、整理権を議長に委任することに決定しました。

○議長（作元 義文君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

市長よりあいさつの申し出がっておりますのでお受けします。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 本日は、慎重に御審議いただきまして、まことにありがとうございます。おかげをもちまして、本会議に御審議いただきました議案につきましては、議員皆様の御理解をいただき、大変ありがたく存じているところでございます。御決定いただきました事項につきましては、早速取りかかり、適正な管理運営に努めてまいりたいと考えております。

これから日ごとに寒さが増してまいります。皆様におかれましては、くれぐれも健康に留意され、御活躍いただきますようお願いいたします。

また、来月4日に第4回定例会の招集を予定をいたしております。議員皆様には、何かとお忙しいところではございませうが、御参集賜りますようお願い申し上げます。

また、この後、議員全員協議会の開催をお願いいたしております。引き続きお疲れでございませうが、よろしく願いいたしまして、閉会にあたってのあいさついたします。どうもあり

ありがとうございました。

○議長（作元 義文君） 会議を閉じます。平成21年第6回対馬市議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

なお、10時45分から全員協議会を議場において開催をいたしますので、出席をよろしくお願ひします。

午前10時35分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 作元 義文

署名議員 小川 廣康

署名議員 大部 初幸

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員